



平成 20 年 4 月 25 日

各 位

会 社 名 株式会社ナイガイ  
代表者名 取締役社長 林 勇二  
(コード番号 8013 東証第一部)  
問合せ先 取締役管理本部長 市原 聡  
(TEL. 03-5822-3810)

### 内部統制システム構築の基本方針の一部改定に関するお知らせ

当社は、平成 20 年 4 月 25 日開催の取締役会において、金融商品取引法が求める財務報告に係わる内部統制システムの構築及び反社会的勢力排除に向けた体制整備を目指すことを目的として、下記のとおり内部統制システム構築の基本方針を一部改訂することを決議いたしましたのでお知らせいたします。

なお、改訂後の内部統制システム構築の基本方針は添付の通りです。

(改訂内容)

#### **反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方**

当社は市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力及び団体とは一切関係を持たず、さらに反社会的勢力及び団体からの要求を断固拒否し、これらと係わりのある企業、団体、個人とはいかなる取引も行なわないとする方針を堅持いたします。

#### **財務報告の信頼性と適正性を確保するための体制**

当社及び当社グループ各社は、金融商品取引法及びその他の法令の定めに従って、財務報告に係わる内部統制が有効かつ適切に行なわれる体制の整備、運用、評価を継続的に行ない、財務報告の信頼性と適正性を確保いたします。

以 上

## 内部統制システム構築の基本方針

### 1. 取締役の職務の執行に係わる情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務執行に係わる情報は、法令及び社内規程を遵守し、関連情報と共に適切に保管・管理し、閲覧・謄写請求者の要求に速やかに対処できる状態を維持しております。

### 2. 損失の危機管理に関する規程その他の体制

リスク管理委員会が中心となってグループ全体のリスクを網羅的・総括的に管理し、各事業部毎に評価・対策を講じリスク管理体制を明確化しております。個別のリスクの管理にあたっては、リスクの識別及び対応のマニュアル化・規程化を推し進め、体制の整備を行っております。

### 3. 取締役の職務が効率的に行なわれることを確保するための体制

当社は定例の取締役会に加え、常勤役員及び執行役員等が出席するグループ連絡会議等の会議体を適切に活用することで、意思決定が迅速かつ合理的に行なえる社内体制をとっております。

### 4. 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社は、役職員が法令・定款・規程等に基づいた職務行動するよう、コンプライアンス委員会が役職員を監督・指導していきます。また、内部通報制度（ジャスティス）の運用の整備に努めております。

### 5. 当社企業グループにおける業務の適正を確保するための体制

コンプライアンスマニュアルに従い、コンプライアンス委員会の構成員である各子会社の取締役が各子会社に対し横断的・個別的に監督・指導を行ない、グループ全体でのコンプライアンスの徹底に努めております。

### 6. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する体制

監査役の職務を補助すべき使用人は現在配置しておりませんが、監査役からの要請があれば、監査役会の同意のもと当社の使用人から監査役補助者を決定いたします。

### 7. 前項の使用人の取締役からの独立性に関する事項

前項の使用人を置いた場合は、人事異動・評価等に関しては監査役の意見を聴取した上で取締役会が決定することとし、取締役からの独立性を確保いたします。

#### **8. 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制**

当社役員は、法定の事項に加え会社に重大な損失が発生しまたは発生する恐れがある事項については、その都度監査役に報告してまいります。また、前記に関わらず監査役はいつでも必要に応じて取締役及び使用人に対して報告を求めることができることといたします。

#### **9. その他監査役の監査が実効的に行なわれることを確保するための体制**

代表取締役との定期的な会合を実施し、また、内部監査部門との連携を図り、適切な意思疎通及び効果的な監査業務の遂行に注力してまいります。

#### **10. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方**

当社は市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力及び団体とは一切関係を持たず、さらに反社会的勢力及び団体からの要求を断固拒否し、これらと係わりのある企業、団体、個人とはいかなる取引も行なわないとする方針を堅持いたします。

#### **11. 財務報告の信頼性と適正性を確保するための体制**

当社及び当社グループ各社は、金融商品取引法及びその他の法令の定めに従って、財務報告に係わる内部統制が有効かつ適切に行なわれる体制の整備、運用、評価を継続的に行ない、財務報告の信頼性と適正性を確保いたします。

以 上